

尾道市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2024

1. 目的

尾道市耐震改修促進計画（第3期）に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術向上、市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、尾道市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」と言う。）において、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

アクションプログラムは、尾道市耐震改修促進計画（第3期）「6 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」に基づき策定する。

3. 取組内容・目標・実績

計 画		自己評価		
令和6年度の取組内容		前年度の取組実績		
<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象区域に建つ木造住宅の耐震改修費（設計費及び工事監理費は対象外）に対する一部補助を実施 ・補助対象区域に建つ木造住宅の現地建替費（設計費及び工事監理費は対象外）に対する一部補助を実施 ・市内に建つ木造住宅の移転建替費（除却工事費）に対する一部補助を実施 ・市内に建つ木造住宅の除却費（設計費は対象外）に対する一部補助を実施 <p>【普及啓発等】</p> <p>① 耐震診断実施者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明により耐震改修等を促進 <p>② 市民への周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ及び広報おのみちにて耐震に関する各種補助制度を周知 ・耐震に関するチラシを配布して必要性を周知 <p>③ 改修事業者の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修事業者に対する耐震改修に係る講習会を実施（年1回以上） ・耐震改修事業者リストの公表（県ホームページ） <p>④ 建築関連団体へ制度周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士会へ制度周知 ・市内の工務店へ制度周知 		<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象区域に建つ木造住宅の耐震改修費（設計費及び工事監理費は対象外）に対する一部補助を実施 ・補助対象区域に建つ木造住宅の現地建替費（設計費及び工事監理費は対象外）に対する一部補助を実施 ・市内に建つ木造住宅の移転建替費（除却工事費）に対する一部補助を実施 ・市内に建つ木造住宅の除却費（設計費は対象外）に対する一部補助を実施 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修等を行っていない住宅に対して耐震改修を促すチラシを送付し、耐震改修等を啓発 ・広報おのみちに補助制度の概要を掲載 ・補助制度のパンフレットを作成し、窓口で配付 ・ラジオ、ケーブルテレビ等により耐震改修の必要性を周知 ・市内の工務店へ制度周知 ・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明により耐震改修等を促進 ・改修事業者等の技術力向上を図るため、耐震リフォーム達人塾を実施（県主催） ・住宅所有者から改修事業者等へ接触が容易になるように耐震リフォーム達人塾受講認定者名簿を作成し公表（県ホームページ） 		
令和6年度目標		前年度の実績	前年度の課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断費補助戸数 5戸 ・耐震改修費補助戸数 1戸 ・耐震建替費補助戸数 1戸 ・耐震移転建替費補助戸数 1戸 ・除却費補助戸数 1戸 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断費補助戸数 1戸 ・除却費補助戸数 1戸 	耐震化の必要性について、認知度及び関心が低い状況である。	耐震化の必要性について、認知度及び関心が向上するよう引き続き、各種補助制度の周知に注力する。	

4. 検証・公表

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しを行う。
アクションプログラムの取組に伴う実施・達成状況について、市のホームページで公表する。